

◎所得から差し引かれる金額

13	社会保険料控除	前年中に申告者本人や生計を一にする親族が負担することになっている国民健康保険料、国民・厚生年金の掛金、介護保険料等の社会保険料を支払った場合、その支払った金額が控除されます。																		
14	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく企業型・個人型年金加入者掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金を支払った場合、その支払った金額が控除されます。																		
15	生命保険料控除	申告者本人が生命保険契約等の保険料を支払った場合には、次に掲げる各保険料控除の合計額(合計控除限度額7万円)を控除します。 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">新契約</td> <td>①新生命保険料</td> <td>12,000円以下 支払保険料</td> </tr> <tr> <td>②介護医療保険料</td> <td>12,001円～32,000円 支払保険料×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>③新個人年金保険料(H24.1.1以降に保険契約したもの)</td> <td>32,001円～56,000円 支払保険料×1/4+14,000円 56,001円以上 28,000円(控除限度額)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧契約</td> <td>④旧生命保険料</td> <td>15,000円以下 支払保険料</td> </tr> <tr> <td>⑤旧個人年金保険料(H23.12.31までに保険契約したもの)</td> <td>15,001円～40,000円 支払保険料×1/2+7,500円 40,001円～70,000円 支払保険料×1/4+17,500円 70,001円以上 35,000円(控除限度額)</td> </tr> </table> <p>※①と④又は③と⑤を同時に適用する場合は、28,000円が控除限度額になります。</p>		支払保険料	控除額	新契約	①新生命保険料	12,000円以下 支払保険料	②介護医療保険料	12,001円～32,000円 支払保険料×1/2+6,000円	③新個人年金保険料(H24.1.1以降に保険契約したもの)	32,001円～56,000円 支払保険料×1/4+14,000円 56,001円以上 28,000円(控除限度額)	旧契約	④旧生命保険料	15,000円以下 支払保険料	⑤旧個人年金保険料(H23.12.31までに保険契約したもの)	15,001円～40,000円 支払保険料×1/2+7,500円 40,001円～70,000円 支払保険料×1/4+17,500円 70,001円以上 35,000円(控除限度額)			
	支払保険料	控除額																		
新契約	①新生命保険料	12,000円以下 支払保険料																		
	②介護医療保険料	12,001円～32,000円 支払保険料×1/2+6,000円																		
	③新個人年金保険料(H24.1.1以降に保険契約したもの)	32,001円～56,000円 支払保険料×1/4+14,000円 56,001円以上 28,000円(控除限度額)																		
旧契約	④旧生命保険料	15,000円以下 支払保険料																		
	⑤旧個人年金保険料(H23.12.31までに保険契約したもの)	15,001円～40,000円 支払保険料×1/2+7,500円 40,001円～70,000円 支払保険料×1/4+17,500円 70,001円以上 35,000円(控除限度額)																		
	16	地震保険料控除	申告者本人が地震保険料や旧長期損害保険料を支払った場合には、次のとおり控除します。 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">①地震保険料のみの場合</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円(控除限度額)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②旧長期損害保険料のみの場合(H18.12.31までに契約したものに限る)</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③両方ある場合(最高25,000円)</td> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円(控除限度額)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">①により求めた金額 + ②により求めた金額</td> </tr> </table> <p>※地震保険と旧長期損害保険が同一契約の場合はいずれか一方</p>		支払保険料	控除額	①地震保険料のみの場合	50,000円以下	支払保険料×1/2	50,001円以上	25,000円(控除限度額)	②旧長期損害保険料のみの場合(H18.12.31までに契約したものに限る)	5,000円以下	支払保険料	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円	③両方ある場合(最高25,000円)	15,001円以上	10,000円(控除限度額)	①により求めた金額 + ②により求めた金額
	支払保険料	控除額																		
①地震保険料のみの場合	50,000円以下	支払保険料×1/2																		
	50,001円以上	25,000円(控除限度額)																		
②旧長期損害保険料のみの場合(H18.12.31までに契約したものに限る)	5,000円以下	支払保険料																		
	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円																		
③両方ある場合(最高25,000円)	15,001円以上	10,000円(控除限度額)																		
	①により求めた金額 + ②により求めた金額																			
17・18	寡婦控除・ひとり親控除	寡婦 ①又は②に該当する人 ①夫と離婚後婚姻していない人で、扶養親族(総所得金額等が48万円以下)を有し、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない人 ②夫と死別後婚姻していない人や夫の生死が明らかでない人で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない人 ひとり親 現に婚姻していない又は配偶者の生死の明らかでない人で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有し、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない人 ※合計所得金額が500万円以下の人に限る。 ※「事実上婚姻関係にあると認められる人」とは、住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻その他同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた人																		
19	勤労学生控除	申告者本人が学生、生徒で、自己の勤労に基づいて得た給与所得等がある者のうち、合計所得金額が75万円以下であり、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下の人																		
20	障害者控除	申告者本人や同一生計配偶者及び控除対象配偶者、扶養親族(16歳未満の扶養親族も含む)のうち次の手帳等の交付を受けている場合等 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>身体障害者手帳</th> <th>療育手帳</th> <th>精神障害者保健福祉手帳</th> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>1級・2級</td> <td>A</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td>普通障害者</td> <td>3級～6級</td> <td>B</td> <td>2級・3級</td> </tr> </table> <p>※65歳以上で身体障がい者などに準ずる又は寝たきりの状態にあると福祉事務所長が認めた「障害者控除対象者認定書」の提示によっても控除されます。</p>		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	特別障害者	1級・2級	A	1級	普通障害者	3級～6級	B	2級・3級						
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳																	
特別障害者	1級・2級	A	1級																	
普通障害者	3級～6級	B	2級・3級																	
21	配偶者控除・特別控除・同一生計配偶者・扶養控除	控除対象配偶者やその他の親族(青色事業専従者および事業専従者を除く)で、合計所得金額が48万円以下である人 また、同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)に該当する場合は、3「所得から差し引かれる金額に関する事項」の21・22の「同一生計配偶者」の口をチェック(シ)をしてください。 ●配偶者特別控除とは、申告者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者(青色事業専従者及び事業専従者を除く)の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の人 ※控除額は◎人的控除の控除額」の表のとおりです。 ●老人控除対象配偶者又は老人扶養親族とは、昭和30年1月1日以前に生まれた人 ●同居老親等とは、老人扶養親族のうち申告者本人やその配偶者の直系尊属で、申告者本人やその配偶者との同居を常況としている人 ●特定扶養親族とは、扶養親族のうち平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれた人 ●16歳未満の扶養親族とは、平成21年1月2日以降に生まれた人 (扶養控除の対象になりませんが、市・県民税の非課税の判定等に必要となるため、対象の人がいる場合は記載してください。)																		
24	基礎控除	合計所得金額が2500万円以下の人に【◎基礎控除額】の表の所得要件に応じて適用されます。																		
26	雑損控除	災害や盗難、横領により資産に損害を受けた場合には、その損失の金額の合計額が控除されます。 前年中に申告者本人や生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合は、次の算式で計算した金額が控除されます。 従来の医療費控除又はセルフメディケーション税制のいずれかの適用を受けることができます(併用はできません)。また、「医療費控除の明細書」及び「セルフメディケーション税制の明細書」には、医療を受けた方の氏名、病院や薬局などの支払先の名称、医療費の区分(診察・医薬品購入等)、医薬品の名称、支払った医療費の額、補填金額等の記載が必要です。 ・従来の医療費控除 控除額=(支払った医療費-補填金額) × (10万円又は総所得金額等の5%) のいずれか少ない金額 (最高200万円) ・セルフメディケーション税制(地方税法附則第4条の4の規定による) 健康の保持増進及び疾病の予防のため保険者が実施する健康診査等、健康の保持増進や疾病の予防の取組を行っている方が、スイッチOTC医薬品の購入を行った場合には、次の算式で計算した金額が控除されます。 控除額=(支払った金額-補填金額)-12,000円 (最高88,000円、赤字のときは0円) 4「所得から差し引かれる金額」の医療費控除「区分」の口に「1」と記入してください。																		
27	医療費控除																			

申告書の書き方

[申告書表面]

必ず個人番号(マイナンバー)を記入してください

令和7年度 市民税・県民税 国民健康保険料 介護・後期保険料 申告書

(あて先) 甲府市長	現住所 甲府市丸の内1-18-1	代理人氏名	
	1月1日現在の住所 同上	宛名番号	
	フリガナ コウフ タロウ	電話番号	055-237-5398
	氏名 甲府 太郎	個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
提出 令和 年 月 日	生年月日 明・大・昭・平令 19・11・20	世帯主の氏名	甲府 太郎 続柄 本人 業種 職業 農業

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13	社会保険の種類	支払った保険料	円
	国民健康保険	292,700	
	国民年金	179,750	
	介護保険	133,032	
	合計	605,482	
15	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円
	108,000		
	円	円	
	円	円	
16	介護医療保険料の計	旧個人年金保険料の計	円
	84,000		
	円	円	
16	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
	30,000		
17・18・19	17 口寡婦控除 18 口死別 口生死不明 口離婚 口未帰還	19 口勤労学生控除 口転居 口転居(学転居)	円
障害者控除	1 氏名 甲府 四太 障害の程度 身体1 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		円
2 氏名 障害の程度			円
21・22	氏名 甲府 花子 生年月日 明・大・昭・平 20・1・1 配偶者特別控除・配偶者特別控除(同一生計) 配偶者の合計所得金額 550,000		円
23	1 氏名 甲府 二郎 生年月日 明・大・昭・平 28・7・26 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 控除額 88万円		円
2 氏名 甲府 三蔵 生年月日 明・大・昭・平 12・11・8 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 控除額 88万円			円
3 氏名 甲府 ハナ 生年月日 明・大・昭・平 14・9・18 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 控除額 48万円			円
4 氏名 生年月日 明・大・昭・平 生年月日 明・大・昭・平 個人番号 個人番号			円
16歳未満の扶養親族	1 氏名 甲府 四太 生年月日 明・大・昭・平 28・7・17 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		円
2 氏名 生年月日 明・大・昭・平 生年月日 明・大・昭・平 個人番号 個人番号			円
3 氏名 生年月日 明・大・昭・平 生年月日 明・大・昭・平 個人番号 個人番号			円
別居の扶養親族等がある場合には、表面「13」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。	扶養控除額の合計	121万円	
26	雑損控除	損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類 損害金額 保険金などで補填される金額 差引損失額のうち災害報償支出の金額	円 円 円
27	医療費控除	支払った医療費等 保険金などで補填される金額	195,000 55,000

1	収入金額	業 営 業 等 ア 円	
	農 業 イ 2 5 0 0 0 0 0		
	不 動 産 ウ 4 0 0 0 0 0 0		
	利 子 エ		
	配 当 オ		
	給 与 カ (内専給)		
	公的年金等 キ 1 2 0 0 0 0 0		
	業 務 ク 2 1 0 0 0 0 0		
	そ の 他 ケ		
	短 期 コ		
	長 期 サ		
	一 時 シ		
2	所得金額	事 業 営 業 等 ア 10,000,001円～ 1,855,000円	
	農 業 イ 2 1 0 0 0 0 0		
	不 動 産 ウ 3 0 0 0 0 0 0		
	利 子 エ 4		
	配 当 オ 5		
	給 与 カ 6 5 5 0 0 0 0		
	公的年金等 キ 7 1 0 0 0 0 0		
	業 務 ク 8		
	そ の 他 ケ 9		
	合 計 10		
	総合課税・一時 11		
	合 計 12 2 8 5 0 0 0 0		
4	所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 13 6 0 5 4 8 2	
	小規模企業 14		
	生命保険料控除 15 6 3 0 0 0		
	地震保険料控除 16 1 5 0 0 0		
	寡婦、ひとり親控除 17-18		
	勤労学生 19-20 5 3 0 0 0 0		
	配偶者(特別)控除 21-22 3 3 0 0 0 0		
	扶養控除 23 1 2 1 0 0 0 0		
	基礎控除 24 4 3 0 0 0 0		
	13～24までの合計 25 3 1 8 3 4 8 2		
	雑損控除 26		
	医療費控除 27 4 0 0 0 0		
	合 計 28 3 2 2 3 4 8 2		

◎基礎控除額

合計所得者金額	2400万円以下	43万円
	2400万円超2450万円以下	29万円
	2450万円超2500万円以下	15万円
	2500万円超	0万円

※「合計所得金額」とは、「総所得金額の合計」と分離課税の各所得金額(譲渡は特別控除前額)の合計額をいいます。

※17～23の控除の適用の可否は、令和6年12月31日の現況で判定します。

※17～24の控除を人的控除とします。

※21・22同一生計配偶者・申告者と生計を一にする配偶者のうち前年の合計所得金額が48万円以下の人

控除対象配偶者・同一生計配偶者のうち前年の合計所得金額が1,000万円以下である申告者の配偶者

令和7年度に適用される「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」に係る定額減税

令和6年度の市民税・県民税額及び定額減税額は、令和5年中の所得や扶養状況等から算出していますが、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(注)については、給与支払報告書に記載することとされており、把握することが難しいため、令和7年度の市民税・県民税で定額減税を行うこととされました。

(注)前年中の合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者と生計を一にする配偶者で、配偶者自身の前年中の合計所得金額が48万円以下の方そのため、同一生計配偶者がいる場合には同一生計配偶者欄に配偶者の名前等を記載いただき、同一生計配偶者のチェックボックスにチェックを記入してください。

◎所得金額

営業等	小売業、卸売業、飲食業、サービス業、建設業などの営業や、医師、弁護士、外交員、大工などの農業以外の事業から生じる所得です。必要経費は商品の原価、租税公課、雇人費、土地代家賃、減価償却費などです。	収支内訳書を添付してください(様式は甲府市ホームページに掲載しております)。																								
農業	農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育、酪農品の生産などから生じる所得です。必要経費は種苗代、肥料代、家畜の飼料代などです。																									
不動産	地代、家賃、土地や家屋の権利金などによる所得です。必要経費は損害保険料、修繕費、固定資産税、減価償却費、管理費などです。																									
利子	公社債及び預貯金の利子、貸付信託及び公社債投資信託の分配金です(源泉分離課税を選択した利子を除きます)。																									
配当	株式(出資)の配当、剰余金の分配などの収入合計額です。上場株式等の配当で源泉徴収されている場合は、総合課税、分離課税、申告不要のいずれかを選択することができます(令和6年度から、所得税と課税方式が統一されました。これに伴い、所得税と異なる課税方式が選択できなくなるためご注意ください。)																									
給与	給料、賞金、賞及び事業専従者等の所得です。給与所得の計算は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <th>給与等の収入金額(A円)</th> <th>給与所得金額</th> </tr> <tr> <td>～ 550,999円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>551,000円～</td> <td>A円-550,000円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円～</td> <td>1069,000円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円～</td> <td>1070,000円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000円～</td> <td>1072,000円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000円～</td> <td>1074,000円</td> </tr> <tr> <td>1,628,000円～</td> <td>◆(A円±4,000)×2,400+100,000円</td> </tr> <tr> <td>1,800,000円～</td> <td>◆(A円±4,000)×2,800-80,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円～</td> <td>◆(A円±4,000)×3,200-440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円～</td> <td>◆(A円±0.9)-1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円～</td> <td>A円-1,950,000円</td> </tr> </table> <p>◆()内の金額は小数点以下切り捨てです。</p>	給与等の収入金額(A円)	給与所得金額	～ 550,999円	0円	551,000円～	A円-550,000円	1,619,000円～	1069,000円	1,620,000円～	1070,000円	1,622,000円～	1072,000円	1,624,000円～	1074,000円	1,628,000円～	◆(A円±4,000)×2,400+100,000円	1,800,000円～	◆(A円±4,000)×2,800-80,000円	3,600,000円～	◆(A円±4,000)×3,200-440,000円	6,600,000円～	◆(A円±0.9)-1,100,000円	8,500,000円～	A円-1,950,000円	
給与等の収入金額(A円)	給与所得金額																									
～ 550,999円	0円																									
551,000円～	A円-550,000円																									
1,619,000円～	1069,000円																									
1,620,000円～	1070,000円																									
1,622,000円～	1072,000円																									
1,624,000円～	1074,000円																									
1,628,000円～	◆(A円±4,000)×2,400+100,000円																									
1,800,000円～	◆(A円±4,000)×2,800-80,000円																									
3,600,000円～	◆(A円±4,000)×3,200-440,000円																									
6,600,000円～	◆(A円±0.9)-1,100,000円																									
8,500,000円～	A円-1,950,000円																									

他のいずれの所得にも該当しない所得をいいます。

①公的年金等(障害年金や遺族年金は非課税所得ですので、申告の必要はありません)

国民年金、厚生年金、恩給(一時恩給を除く)などの所得で、その所得の計算は次のとおりです。

年齢区分	公的年金等の収入金額(C円)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		～1000万円以下	1000万円超～2000万円以下	2000万円超
65歳未満 (昭和35年 1月2日以降に 生まれた人)	～ 600,000円	0円	0円	0円
	～ 1,300,000円	C円-600,000円	C円-500,000円	C円-400,000円
65歳以上 (昭和35年 1月1日以前に 生まれた人)	～ 4,100,000円	C円×0.75-275,000円	C円×0.75-175,000円	C円×0.75-75,000円
	～ 7,700,000円	C円×0.85-685,000円	C円×0.85-585,000円	C円×0.85-485,000円
10,000,001円～	～ 10,000,000円	C円×0.95-1,455,000円	C円×0.95-1,355,000円	C円×0.95-1,255,000円
	～ 1,100,000円	1,855,000円	1,855,000円	1,855,000円
1,100,001円～	～ 3,300,000円	0円	0円	0円
	～ 4,100,000円	C円-1,100,000円	C円-1,000,000円	C円-900,000円
1,100,001円～	～ 4,100,000円	C円×0.75-275,000円	C円×0.75-175,000円	C円×0.75-75,000円
	～ 7,700,000円	C円×0.85-685,000円	C円×0.85-585,000円	C円×0.85-485,000円
10,000,001円～	～ 10,000,000円	C円×0.95-1,455,000円	C円×0.95-1,355,000円	C円×0.95-1,255,000円
	～ 1,100,000円	1,855,000円	1,855,000円	1,855,000円

②業務 副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの

③その他 生命保険契約に基づく年金(個人年金)等

総合課税	機械やゴルフ会員権、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得です。特別控除額は最高50万円です。
一時	生命保険の一時金、懸賞当選品金、競馬、競輪の払戻金などの一時的な所得です。特別控除額は最高50万円です。
分離課税	土地、建物などの資産の譲渡による所得です。
分離課税	株式(出資)の配当、剰余金の分配などによる所得です。
株式等の譲渡	株式等の譲渡による所得です。
先物取引	先物取引による所得です。
山林	山林の伐採などによる所得です。
退職	退職手当による所得です(現年分離課税分は除きます)。

◎人的控除の控除額

本人	控除の種類	金額	配偶者の合計所得金額	申告者の合計所得金額							
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下					
人	障害者控除	普通	26万円	一般	33万円	22万円					
		特別					30万円				
	寡婦控除	26万円	老人				38万円	26万円			
	ひとり親控除	30万円							48万円超～100万円以下	33万円	22万円
勤労学生控除	26万円	100万円超～105万円以下		31万円	21万円						
一般	33万円					105万円超～110万円以下					
特定	45万円		110万円超～115万円以下				21万円	14万円			
老人	38万円								115万円超～120万円以下	16万円	11万円
同居老親等	45万円	120万円超～125万円以下		11万円	8万円						
障害者控除	普通					26万円					
	特別		30万円			130万円超～133万円以下	3万円	2万円			
同居特別	53万円		133万円超～						0円	0円	

◎所得金額調整控除

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。
1. 給与等の収入金額が650万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合
ア 特別障害者に該当する
イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する
ウ 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する
所得金額調整控除=(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円)×0.1
2. 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合
所得金額調整控除額=(給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円))-10万円
※1の控除がある場合は、1の控除後の金額から控除します。